

柳之御所史跡公園条例施行規則をここに公布する。

平成22年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

柳之御所史跡公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柳之御所史跡公園条例（平成22年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休園日)

第2条 岩手県立柳之御所史跡公園（以下「公園」という。）の休園日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休園日以外の日において臨時に休園し、又は同項の休園日において臨時に開園することができる。

(開園時間)

第3条 公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、11月1日から翌年3月31日までの期間においては、柳之御所資料館及び駐車場を除き、午前9時から午後4時30分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開園時間を臨時に変更することができる。

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による柳之御所史跡公園内行為許可申請書を知事に提出しなければならない。

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- (2) 行為を終了したとき、又は条例第4条の規定に基づき許可を取り消されたときは、知事の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (3) 感染症の患者、めいしてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で公園内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入園させないこと。
- (4) その他公園の維持管理のためにする知事の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第6条 公園に入園した者は、施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに知事に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。